



**大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業における  
特定事業参加者の募集について〔新潟県長岡市〕**

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）は、新潟県長岡市において、大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業の施行を予定しており、A-1街区においては、住宅保留床を主用途として、民間事業者のノウハウを活かした施設計画及び整備を行うこととし、特定事業参加者制度及び特定建築者（公募により権利変換計画認可後に決定します。）制度を導入することとしました。

については、以下のとおり、特定事業参加者（※）の募集を行います。

※「特定事業参加者」に求める役割

- ・住宅保留床の取得
- ・基本計画検討、基本設計への参加
- ・施設計画等に関する地権者等の事業関係者への説明及び調整
- ・特定建築者公募への参加

お問い合わせは下記へお願いします。

東日本都市再生本部 長岡都市再生事務所

（電話）0258-89-5788

東日本都市再生本部 総務部 総務課

（電話）03-5323-0087

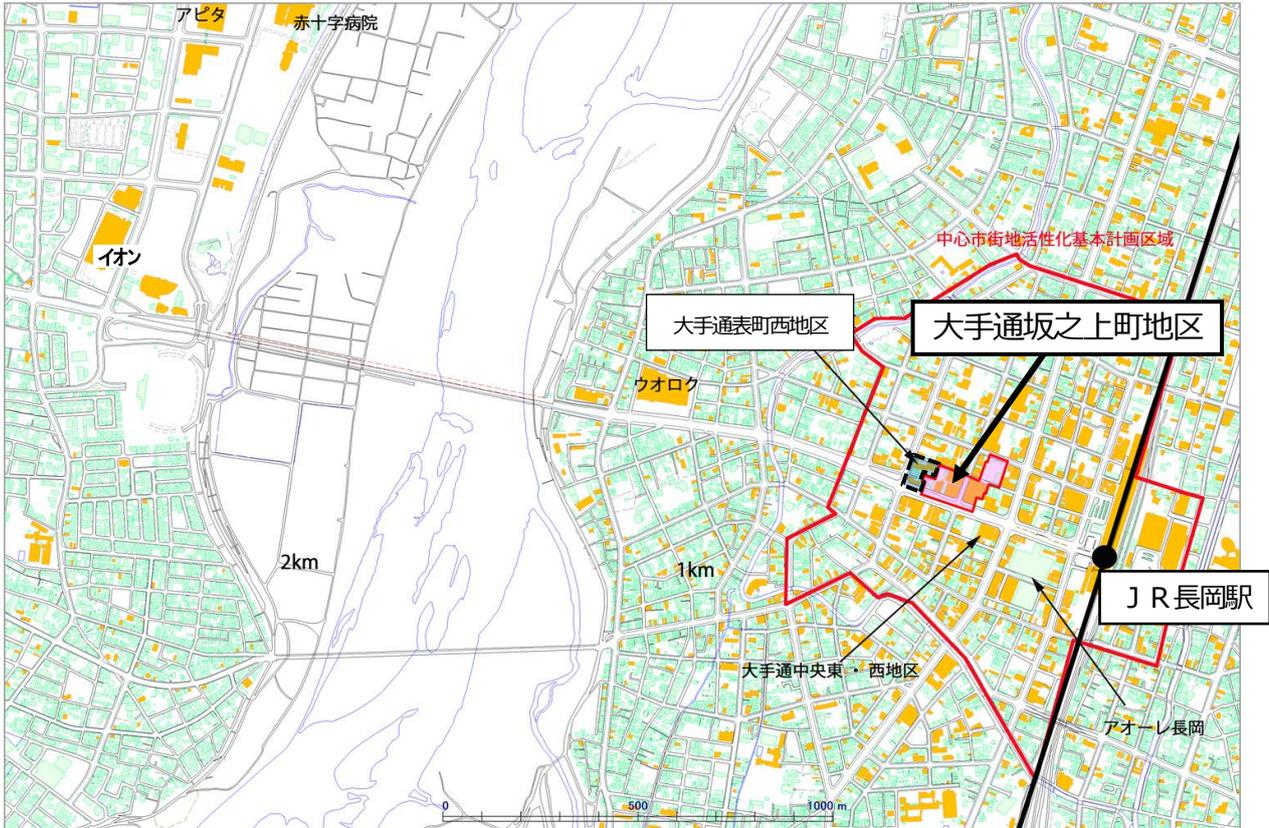
## 募集概要

事業概要※	事業名	大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業			
	所在地	新潟県長岡市表町二丁目、大手通二丁目、坂之上町二丁目及び東坂之上町二丁目の各一部			
	交通状況	JR上越新幹線・信越本線「長岡」駅下車、徒歩5分			
	地区の概要	当地区は、長岡市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）の核事業としての位置付けに基づき、市街地の機能更新と高度利用を図るため、再開発事業により、交流拠点施設等を整備し、中心市街地全体への波及効果を生み出すことを目的として事業推進を図っています。			
	施行区域面積	約1.7ha			
	事業手法	第一種市街地再開発事業 (都市再開発法（昭和44年法律第38号）第111条の規定に基づく地上権非設定型)			
	施設建築物の概要		街区	敷地面積	階数・高さ
		A-1	2,517 m <sup>2</sup>	地上14階・約44m	住宅、店舗、事務所
		A-2	3,472 m <sup>2</sup>	地上10階・約49m	事務所、公益施設
		B	3,720 m <sup>2</sup>	地上7階・約30m	公益施設、事務所
		C	3,512 m <sup>2</sup>	地上5階・約22m	店舗、駐車場
A・1街区概要※	建築敷地面積	2,517 m <sup>2</sup>			
	施設建築物の延べ面積	10,910 m <sup>2</sup>			
	施設建築物の規模	地上14階地下1階、高さ約44m			
	施設建築物の用途	住宅、店舗、事務所			
	特定事業参加者として取得を予定する部分の範囲	5～14Fの保留床住宅の取得（地権者取得床を除く。）			
特定事業参加者としての取得条件	上記の床を一括して譲り受けることを条件とします。				
募集に係る手続き	募集要領配付期間	平成30年5月24日（木）から平成30年6月25日（月）まで ※土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く午前10時～12時及び午後1時～午後5時。 ※事前に必ず電話にて予約の上お越しください。 ※募集要領の受領に当たっては、秘密保持に関する確認書（実印を押印）及び印鑑証明書の提出が必要になります。確認書の様式は、当機構東日本都市再生本部HP「土地譲渡等のご案内」に掲載する本件資料をご参照ください。			

募集に係る手続き	募集要領配付場所	〒940-0065 新潟県長岡市東坂之上町二丁目5番地11 長岡S Tビル3階 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 長岡都市再生事務所 ※ 東京で募集要領の受領を希望される場合は、予約の際にその旨をお伝えください。別途ご案内させていただきます。
	申込方法	所定の申込書及び必要書類を作成の上、下記によりお申込みください。なお、申込みにあたっては、募集要領を十分ご確認ください。 《申込受付期間》 平成30年6月18(月)～平成30年6月25日(月) ※土曜日、日曜日を除く午前10時～12時及び午後1時～5時 《申込受付場所》 募集要領配布場所と同じ ※申込みされる方は、事前に必ず電話にて予約の上、申込書及び必要書類を直接お持ちください。
	特定事業参加者の内定日	平成30年7月13日(金)
	特定事業参加者の決定方法	入札により特定事業参加者を内定し、当該内定者を特定事業参加者とする事業計画の認可申請を行い、国土交通大臣の認可を受け公告がされたとき、特定事業参加者として決定します。
	床の引渡予定時期	平成35年
お問い合わせ先	〒940-0065 新潟県長岡市東坂之上町二丁目5番地11 長岡S Tビル3階 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 長岡都市再生事務所 (電話) 0258-89-5788	

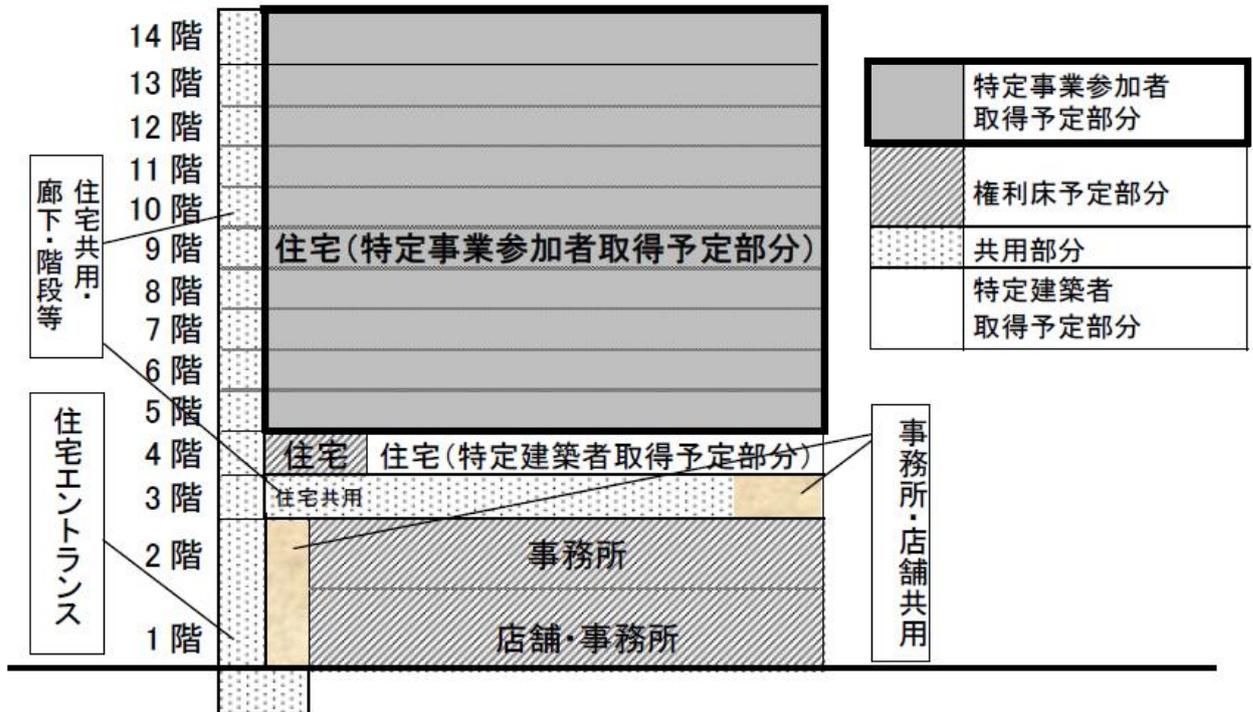
※ 事業概要、A-1街区概要は、現時点における計画であり、変更する可能性があります。

# 位置図



〔この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(空間データ基盤)、数値地図 2500(空間基盤データ)及び基盤地図情報を使用しております。(承認番号 平 30 情使、第 138 号)〕

**特定事業参加者取得予定部分の範囲**



注) 本募集における特定事業参加者取得予定部分の範囲は、5～14階の住宅に対応する建築施設の部分のすべてを対象とします(区画ごとに区分けした一部のみのお申込みはできません。)

また、権利床予定部分は、4階の一部に想定していますが、今後の調整により、変更となる場合があります。この場合において、権利者が特定事業参加者取得予定部分の一部を権利床として取得することとなった場合は、取得することとなった権利床を除いた範囲を特定事業参加者取得予定部分の範囲とします。

※ 特定事業参加者取得予定部分の範囲、位置及び面積は、権利変換計画の認可(平成31年度を予定しています。)により決定します。

※ A-1街区は特定建築者による建築を予定しております。特定建築者の公募は平成31年度を予定しています